

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全少年課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト事業」という。）の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号、以下「出会い系サイト規制法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1届出受理番号、2届出受理課署、3届出受理年月日、4共同事業者番号、5法人・個人の別、6法人の名称、7法人の住所、8代表者の氏名、9代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本（国）籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理課署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本（国）籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないことの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由
記録範囲	宮崎県公安委員会に対して出会い系サイト事業の開始、変更、廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 宮崎県警察本部生活安全部生活安全少年課
	(所在地) 宮崎市旭1丁目8番28号

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	6から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 令第20条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）宮崎県警察本部生活安全全部生活安全少年課 （所在地）宮崎市旭1丁目8番28号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		